

第1部 総論

第1章 交通安全計画の策定

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の方針

第2章 交通事故等の状況

- 1 道路交通事故
- 2 鉄道・踏切事故
- 3 第9次所沢市交通安全計画期間の検証
- 4 今後の課題

第3章 第10次所沢市交通安全計画の目標

第4章 交通安全対策の推進

- 1 重点対策
- 2 各分野の目標

第5章 計画の推進体制

- 1 行政機関
- 2 事業者、交通関係団体、ボランティア等
- 3 市民

第1章 交通安全計画の策定

1 計画策定の趣旨

所沢市では、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、5年ごとに9次にわたり「所沢市交通安全計画」を策定し、所沢市、所沢警察署及び関係団体等が一体となって、各種対策を強力に推進してきました。

現在、市内の交通事故死者数は、昭和45年中は20人であったところ、近年は10人を下回るまでに減少したものの、依然として設定した目標に対して高い水準で推移しており、今後もより一層の交通事故抑止を図っていく必要があります。

また、本市では、市の表玄関である所沢駅周辺の開発や、COOL JAPAN FOREST 構想の拠点となる（仮称）ところざわサクラタウンの建設、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の影響等により、その周辺での道路状況、交通量等が大きく変化していくため、それらに対応した交通事故防止対策も求められます。

そのため、人命尊重の理念に立ち、社会情勢等の変化を踏まえつつ、本市における交通事故の特徴に対応した総合的な交通事故防止対策を引き続き講じていく必要があります。

本計画は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、科学的な交通事故の調査・分析や交通安全対策に関する評価・予測等を行い、その成果を踏まえ、適切かつ効果的な施策について、市民の理解と協力のもと、行政関係機関・団体が緊密な連携を図り、強力に推進していくため策定するものです。



（仮称）ところざわサクラタウン
完成予想図（平成28年12月現在）

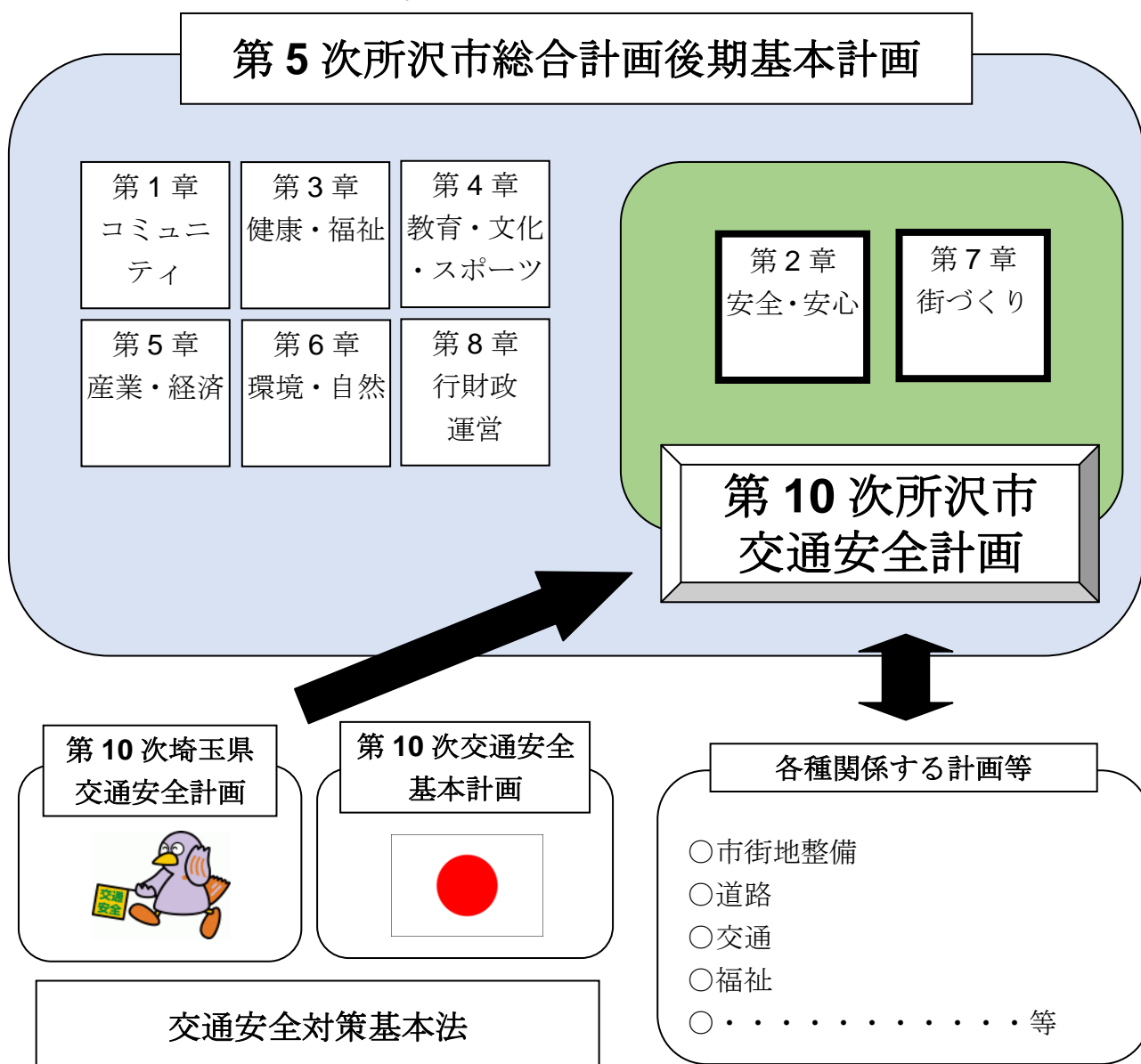
©KAJIMA CORPORATION

2 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年計画とします。

3 計画の方針

本計画は、所沢市交通安全対策会議が所沢市の交通状況や環境の変化、及び埼玉県第 10 次交通安全計画を踏まえて策定したもので、できる限り市民の行動指針となるよう配慮しました。



第 10 次所沢市交通安全計画の位置づけ